

別添

国自貨第868号  
令和6年3月29日

各地方運輸局長  
沖繩総合事務局長

} 殿

物流・自動車局長  
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての  
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）を中心に、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定に基づく自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いについて、別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達は令和7年1月1日以降を別紙1（2）の利用計画とするものから適用し、これに伴い、「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日国自貨第91号）は令和6年12月31日限りで廃止する。

ラストマイル輸送等への輸送対策としての  
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

- 1 ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。
  - (1) 自家用自動車の有償運送に係る許可申請書は、別紙様式1のとおりとし、貨物自動車運送事業者からの代理申請を行わせるものとし、運送需要者欄には代理申請者を記入すること。
  - (2) 自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式1のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、2に掲げる年間当たり利用日数の上限を勘案すること。
  - (3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、別紙様式2のとおりとする。
  
- 2 利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要やむを得ない場合において、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車について、毎年1月1日から12月31日までの期間のうち、一両当たりの年間利用日数90日を上限に、1(2)の利用計画書別紙の利用計画期間について、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可の対象は、次に掲げるものとする。
  - (1) ラストマイル輸送として行われるもの。
  - (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。
  
- 3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事業者に対し、次のとおり指導すること。
  - (1) 当該許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
  - (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
  - (3) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式3により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
    - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合

- ② 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に定める事故が発生した場合
  - ③ 運転者が、過積載違反、最高速度違反行為、駐停車違反、放置駐車違反その他道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する行為（①に掲げるものを除く。）を行った場合
  - (4) 運転者が(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には、当該運転者に対し許可証を直ちに返納するよう指導するとともに、その他の運転者に対して、再発防止のための研修等を実施すること。
  - (5) 許可自家用自動車に係る運送実績については、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月以内に、別紙様式4により許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。なお、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月を超えて報告書の提出がなされない場合は、その翌年の営業所に係る許可を行わないものとする。
- 4 運送需要者である貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。
- (1) 法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分（以下「行政処分」という。）を受けている事業者が該当する場合は、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。
  - (2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする（貨物軽自動車運送事業者を除く。）。  
なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。
  - (3) 自らが需要者となっている許可自家用自動車に関して以下に該当する事案が発生した場合には、当該有償運送の許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して1年を経過しない間は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わないものとする。
    - ① 2の規定に反して一両当たり年間90日の上限を超えて有償運送が行われた場合
    - ② 運転者が3(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合
    - ③ 3(3)に関し、事実又はこれを証するものを隠滅したと認められる場合
  - (4) 運送需要者である貨物自動車運送事業者が、許可自家用自動車の有償運送の許可期間内に行政処分を受けることになった場合には、当該処分期間中については、処分を受けている営業所に係る許可自家用自動車の許可は無効とする。

附 則（令和6年3月29日付国自貨第868号）

この通達の施行前に許可された令和6年分の許可自家用自動車に係る処分については、なお従前の例による。